

## 半田市児童手当事務及び特例的な事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当及び特例給付（以下「児童手当等」という。）の支給に関して、法令、児童手当市町村事務処理ガイドライン（平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定めるもののほか、特例的なものに関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収に係る事務処理)

第2条 法第21条の規定により、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等（以下「申出による徴収」という。）を実施する場合においては、申出の提出期限を定め、受給資格者に周知するものとする。

2 受給資格者の申出により徴収できる費用は、法第21条の規定によるもの（以下「費用」という。）とし、複数の費用が重複する場合の順位は別表のとおりとする。

3 児童手当等から前項に基づく費用の申出による徴収を行う場合は、当該学校給食費等が生じる原因となる児童以外の児童に係る児童手当等を当該徴収等に充てることができる。また、過年度の費用及び児童の学校給食費等を現に支払っている者が受給資格者と異なる場合においても、当該受給資格者からの申出があれば当該学校給食費等の徴収等を行うことができる。

4 未支払児童手当等、施設入所等児童手当等及び生活保護世帯の児童手当等からの費用の徴収は行わないものとする。ただし、受給資格者との協議により、費用を徴収することについて受給資格者が承諾した場合は、児童手当等から費用を徴収することができる。

5 申出者は、支払日の属する月の前月の10日までに児童手当等に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下「学校給食費等徴収等申出書」という。）を学校教育課に提出しなければならない。この場合において、半田市保育所条例施行規則（平成14年半田市規則第6号）第4条に規定する教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書（以下「保育所入所申込書」という。）を幼児保育課へ提出した者は、別表順位1から3までに係る費用に限り、学校給食費等徴収等申出書を提出したものとみなす。

6 前項の規定による学校給食費等徴収等申出書又は保育所入所申込書を受理したときは、次により処理するものとする。

(1) 所管課は、学校給食費等徴収等申出書又は保育所入所申込書を受理したときは、支

払日の属する月の前月15日までに学校給食費等徴収等申出者リスト及び当該申出書を子ども育成課に提出するものとする。

(2) 子ども育成課は、学校給食費等徴収等申出書の署名欄と児童手当等の受給資格者の氏名が異なる場合又はその他の理由により申出による徴収を行わないと判断する場合には、申出による徴収を行わないことができる。その場合は、提出がされている当該申出書を所管課に返戻するものとする。

(3) 申出による徴収を行う場合は、児童手当等から徴収する支払期月ごとの費用、徴収額等について、児童手当等に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書を作成し、支払日の属する月の前月25日までに申出者に送付するとともに、所管課に対し学校給食費等徴収等対象者リストを送付するものとする。

(4) 申出による徴収を行った場合は、徴収する支払期月ごとに学校給食費等徴収等申出書又は保育所入所申込書に基づき徴収等を行う額(以下この条において「徴収等額」という。)を受給者情報に記録し、当該支払期月に支給する児童手当等の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額)から徴収等額を控除した額を支払うこととする。

7 申出者は、当該申出に係る費用を変更し、又は申出を撤回しようとするときは、支払日の属する月の前月の10日までに児童手当等に係る学校給食費等徴収(支払)変更(撤回)申出書(以下「変更(撤回)申出書」という。)を所管課に提出しなければならない。

8 前項の規定による変更(撤回)申出書を受理したときは、次により処理するものとする。

(1) 所管課は、変更(撤回)申出書を受理した場合には、5日以内に学校給食費等徴収等変更(撤回)申出者リスト及び当該申出書を子ども育成課に提出するものとする。

(2) 申出の変更(撤回)を行う場合は、児童手当等に係る学校給食費等の徴収(支払)変更通知書又は児童手当等に係る学校給食費等の徴収(支払)撤回に係る通知書による通知書を作成し、支払日の属する月の前月25日までに変更(撤回)を申し出た者に送付するとともに、所管課に対し学校給食費等徴収等変更(撤回)対象者リストを送付するものとする。

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第3条 法第22条の規定に基づき児童手当等から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)する場合の対象者及び保育料の範囲は、半田市児童手当からの保育所保育料特別徴収に関する規則(平成24年半田市規則第27号)第3条及び第4条の規定によるも

のとする。

- 2 前項の規定により特別徴収を行う場合は、次により処理するものとする。
  - (1) 特別徴収を行うときは、幼児保育課は特別徴収対象者リストを子ども育成課に提出するものとする。
  - (2) 子ども育成課は、前号の特別徴収対象者リストを受理したときは、半田市児童手当からの保育所保育料特別徴収に関する規則第4条に規定する通知を特別徴収対象者に送付するとともに、特別徴収決定者リストを幼児保育課に送付するものとする。
  - (3) 子ども育成課は、半田市児童手当からの保育所保育料特別徴収に関する規則に基づく要件を満たされず特別徴収を行うことができないときには、特別徴収不能者リストを幼児保育課に送付するものとする。
- 3 特別徴収額等を変更するときは、幼児保育課は特別徴収額変更者リストを子ども育成課に提出しなければならない。
- 4 子ども育成課は、前項の特別徴収額変更者リストを受理したときは、半田市児童手当からの保育所保育料特別徴収に関する規則第4条に規定する通知書を特別徴収対象者に送付するとともに、特別徴収変更決定者リストを幼児保育課に送付するものとする。

(申出による徴収及び特別徴収した費用等の納入)

第4条 幼児保育課は、支払日の属する月の前月の28日までに、申出により徴収した費用及び特別徴収した保育料に係る納入通知書等を子ども育成課に送付する。

- 2 口座振込を希望する場合は、支払日の属する月の前月の15日までに児童手当等に係る学校給食費等徴収(支払)費用振込先金融機関(登録・変更・廃止)依頼書を子ども育成課に提出しなければならない。

(支払の処理等)

第5条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の9日とする。ただし、同項ただし書の規定により支払う児童手当等はこの限りではない。

- 2 前項に規定する支払日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。
- 3 児童手当等の支払は、受給者の申請した金融機関の口座へ口座振替により行うものとする。ただし、市長が他の支払方法を認める受給者については、この限りではない。

- 4 児童手当等の支払を行った場合には、受給者台帳に支払金額及び支払年月を記入するとともに、児童手当・特例給付支払通知書又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）を受給者に送付するものとする。ただし、受給者が通帳等により確認できる場合は送付を省略することができる。

（標準処理期間）

第6条 各種請求書及び届の受理の日から処分の決定を行うまでの標準処理期間は、30日以内とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 半田市児童手当事務取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行し、平成28年9月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行し、平成29年7月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

順位	費用
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定により徴収する費用
2	児童手当法第21条第1項に規定する保育料に類する費用
3	児童手当法第21条第1項に規定する児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する費用（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）に類する費用
4	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
5	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費
6	学校教育法に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の保育料
7	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用
8	義務教育諸学校、幼稚園等の学校教育に伴って必要な費用
9	児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用
10	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用
11	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の利用に要する費用
12	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第1号及び第2号に規定する事業の利用に要する費用